

事業場における治療と仕事の両立支援の努力義務化

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の改正
(令和8年4月1日施行)

法改正により、事業場における治療と仕事の両立支援が事業主の努力義務となります。

改正後の条文：
第27の3

新たな事業主の努力義務は、この第1項の規定です。

事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によつて疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（以下この条において「治療と就業の両立支援指針」という。）を定め、これを公表するものとする。
- 3 治療と就業の両立支援指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の2第1項に規定する指針と調和が保たれたものでなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、治療と就業の両立支援指針に従い、事業主又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。